

水産土木工事共通仕様書

新旧対照表

北海道水産林務部

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年12月1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	旧	新	
水産土木工事 共通仕様書 I-第1編 共通編-4	1-1-1-32 使用人等の管理21 1-1-1-33 工事中の安全確保22 1-1-1-34 爆発及び火災の防止23 1-1-1-35 跡片付け24 1-1-1-36 事故報告24 1-1-1-37 環境対策24 1-1-1-38 文化財の保護27 1-1-1-39 交通安全管理27 1-1-1-40 施設管理31 1-1-1-41 諸法令の遵守31 1-1-1-42 官公庁等への手続き等34 1-1-1-43 施工時期及び施工時間の変更35 1-1-1-44 工事測量35 1-1-1-45 提出書類36 1-1-1-46 天災及びその他不可抗力による損害36 1-1-1-47 特許権等36 1-1-1-48 保険の付保及び事故の補償36 1-1-1-49 法定外の労務保険の付保37 1-1-1-50 社内検査37 1-1-1-51 道産品の使用38 1-1-1-52 環境物品等の使用38 1-1-1-53 季節労働者等の雇用38 1-1-1-54 技能士の活用39 1-1-1-55 起終点杭または竣功杭の設置39 1-1-1-56 工事特性・創意工夫・社会性等40 1-1-1-57 特定外来生物（植物）について40 1-1-1-58 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応42 1-1-1-59 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進42 1-1-1-60 施工環境監理者43 1-1-1-61 週休2日工事の実施について44 1-1-1-62 熱中症対策に関する試行について45 1-1-1-63 快適トイレの導入に関する試行について46 1-1-1-64 遠隔地からの建設資材等の調査に係る設計変更について（試行）47 1-1-1-65 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について（試行）47 1-1-1-66 北海道インフラゼロカーボン試行工事について48 1-1-1-67 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について（試行）49	1-1-1-32 使用人等の管理21 1-1-1-33 工事中の安全確保22 1-1-1-34 爆発及び火災の防止23 1-1-1-35 跡片付け24 1-1-1-36 事故報告24 1-1-1-37 環境対策24 1-1-1-38 文化財の保護27 1-1-1-39 交通安全管理27 1-1-1-40 施設管理31 1-1-1-41 諸法令の遵守31 1-1-1-42 官公庁等への手続き等34 1-1-1-43 施工時期及び施工時間の変更35 1-1-1-44 工事測量35 1-1-1-45 提出書類36 1-1-1-46 天災及びその他不可抗力による損害36 1-1-1-47 特許権等36 1-1-1-48 保険の付保及び事故の補償36 1-1-1-49 法定外の労 務 災保険の付保37 1-1-1-50 社内検査37 1-1-1-51 道産品の使用38 1-1-1-52 環境物品等の使用38 1-1-1-53 季節労働者等の雇用38 1-1-1-54 技能士の活用39 1-1-1-55 起終点杭または竣功杭の設置39 1-1-1-56 工事特性・創意工夫・社会性等40 1-1-1-57 特定外来生物（植物）について40 1-1-1-58 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応42 1-1-1-59 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進42 1-1-1-60 施工環境監理者43 1-1-1-61 週休2日工事の実施について44 1-1-1-62 熱中症対策に関する試行について45 1-1-1-63 快適トイレの導入に関する試行について46 1-1-1-64 遠隔地からの建設資材等の調査に係る設計変更について（試行）47 1-1-1-65 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について（試行）47 1-1-1-66 北海道インフラゼロカーボン試行工事について48 1-1-1-67 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について（試行）49	誤字修正
I-第1編 共通編-17 I-第1編 共通編-18	<p>1-1-1-22 建設副産物</p> <p>12. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入カシステム*により作成し、工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。 ※建設副産物に係る情報入カシステムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	<p>1-1-1-22 建設副産物</p> <p>12. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入カシステム*により作成し、工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。 ※建設副産物に係る情報入カシステムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	諸基準類の改定に伴う変更

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年12月1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	旧	新																																																																																																																																																	
I-第1編 共通編-19	<p style="text-align: center;">表1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">魚礁製作工</td> <td rowspan="2">単体魚礁製作</td> <td>製作前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>製作完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>魚礁製作工</td> <td>組立魚礁製作</td> <td>組立完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁製作工</td> <td rowspan="2">鋼製魚礁製作</td> <td>組立時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>組立完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁沈設工</td> <td rowspan="2">魚礁運搬沈設</td> <td>沈設前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>沈設完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">着定基質製作工</td> <td rowspan="2">単体着定基質製作 組立着定基質製作</td> <td>製作前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>製作完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>着定基質設置工</td> <td>着定基質設置</td> <td>設置完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石材着定基質工</td> <td rowspan="2">石材着定基質</td> <td>投入前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>投入完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>砂留堤設置工</td> <td>サントチューブ設置 サントバック設置</td> <td>設置後</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>盛砂工</td> <td>盛砂投入 盛砂均し</td> <td>盛砂投入・均し完了後</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>消波工</td> <td>消波ブロック</td> <td>製作完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>捨石工</td> <td>捨石</td> <td>均し完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>被覆工</td> <td>被覆均し</td> <td>均し完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>作濎</td> <td></td> <td>作濎完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁撤去引上げ・再設置工</td> <td rowspan="2">魚礁撤去引上げ・再設置 (移設元) 魚礁撤去引上げ・再設置 (移設先)</td> <td rowspan="2">移設完了後</td> <td rowspan="2">設計図書との対比</td> </tr> <tr> </tr> <tr> <td>指定仮設工 (一部指定含む)</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※魚礁撤去引上げ・再設置の（移設元）に係る臨場については、原則机上によるものとする。</p>	種別	細別	確認時期	確認項目の目安	魚礁製作工	単体魚礁製作	製作前	設計図書との対比	製作完了時	設計図書との対比	魚礁製作工	組立魚礁製作	組立完了時	設計図書との対比	魚礁製作工	鋼製魚礁製作	組立時	設計図書との対比	組立完了時	設計図書との対比	魚礁沈設工	魚礁運搬沈設	沈設前	設計図書との対比	沈設完了時	設計図書との対比	着定基質製作工	単体着定基質製作 組立着定基質製作	製作前	設計図書との対比	製作完了時	設計図書との対比	着定基質設置工	着定基質設置	設置完了時	設計図書との対比	石材着定基質工	石材着定基質	投入前	設計図書との対比	投入完了時	設計図書との対比	砂留堤設置工	サントチューブ設置 サントバック設置	設置後	設計図書との対比	盛砂工	盛砂投入 盛砂均し	盛砂投入・均し完了後	設計図書との対比	消波工	消波ブロック	製作完了時	設計図書との対比	捨石工	捨石	均し完了時	設計図書との対比	被覆工	被覆均し	均し完了時	設計図書との対比	作濎		作濎完了時	設計図書との対比	魚礁撤去引上げ・再設置工	魚礁撤去引上げ・再設置 (移設元) 魚礁撤去引上げ・再設置 (移設先)	移設完了後	設計図書との対比	指定仮設工 (一部指定含む)		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	<p style="text-align: center;">表1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚礁製作工</td> <td>単体魚礁製作</td> <td>製作完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>魚礁製作工</td> <td>組立魚礁製作</td> <td>組立完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁製作工</td> <td rowspan="2">鋼製魚礁製作</td> <td>組立時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>組立完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁沈設工</td> <td rowspan="2">魚礁運搬沈設</td> <td>沈設前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>沈設完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">着定基質製作工</td> <td rowspan="2">単体着定基質製作 組立着定基質製作</td> <td rowspan="2">製作完了時</td> <td rowspan="2">設計図書との対比</td> </tr> <tr> </tr> <tr> <td>着定基質設置工</td> <td>着定基質設置</td> <td>設置完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石材着定基質工</td> <td rowspan="2">石材着定基質</td> <td>投入前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>投入完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>砂留堤設置工</td> <td>サントチューブ設置 サントバック設置</td> <td>設置後</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>盛砂工</td> <td>盛砂投入 盛砂均し</td> <td>盛砂投入・均し完了後</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>消波工</td> <td>消波ブロック</td> <td>製作完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>捨石工</td> <td>捨石</td> <td>均し完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>被覆工</td> <td>被覆均し</td> <td>均し完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>作濎</td> <td></td> <td>作濎完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁撤去引上げ・再設置工</td> <td rowspan="2">魚礁撤去引上げ・再設置 (移設元) 魚礁撤去引上げ・再設置 (移設先)</td> <td rowspan="2">移設完了後</td> <td rowspan="2">設計図書との対比</td> </tr> <tr> </tr> <tr> <td>指定仮設工 (一部指定含む)</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※魚礁撤去引上げ・再設置の（移設元）に係る臨場については、原則机上によるものとする。</p>	種別	細別	確認時期	確認項目の目安	魚礁製作工	単体魚礁製作	製作完了時	設計図書との対比	魚礁製作工	組立魚礁製作	組立完了時	設計図書との対比	魚礁製作工	鋼製魚礁製作	組立時	設計図書との対比	組立完了時	設計図書との対比	魚礁沈設工	魚礁運搬沈設	沈設前	設計図書との対比	沈設完了時	設計図書との対比	着定基質製作工	単体着定基質製作 組立着定基質製作	製作完了時	設計図書との対比	着定基質設置工	着定基質設置	設置完了時	設計図書との対比	石材着定基質工	石材着定基質	投入前	設計図書との対比	投入完了時	設計図書との対比	砂留堤設置工	サントチューブ設置 サントバック設置	設置後	設計図書との対比	盛砂工	盛砂投入 盛砂均し	盛砂投入・均し完了後	設計図書との対比	消波工	消波ブロック	製作完了時	設計図書との対比	捨石工	捨石	均し完了時	設計図書との対比	被覆工	被覆均し	均し完了時	設計図書との対比	作濎		作濎完了時	設計図書との対比	魚礁撤去引上げ・再設置工	魚礁撤去引上げ・再設置 (移設元) 魚礁撤去引上げ・再設置 (移設先)	移設完了後	設計図書との対比	指定仮設工 (一部指定含む)		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	<p>土木工事共通仕様書における根固ブロック、消波ブロックに倣い改定</p>
種別	細別	確認時期	確認項目の目安																																																																																																																																																
魚礁製作工	単体魚礁製作	製作前	設計図書との対比																																																																																																																																																
		製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
魚礁製作工	組立魚礁製作	組立完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
魚礁製作工	鋼製魚礁製作	組立時	設計図書との対比																																																																																																																																																
		組立完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
魚礁沈設工	魚礁運搬沈設	沈設前	設計図書との対比																																																																																																																																																
		沈設完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
着定基質製作工	単体着定基質製作 組立着定基質製作	製作前	設計図書との対比																																																																																																																																																
		製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
着定基質設置工	着定基質設置	設置完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
石材着定基質工	石材着定基質	投入前	設計図書との対比																																																																																																																																																
		投入完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
砂留堤設置工	サントチューブ設置 サントバック設置	設置後	設計図書との対比																																																																																																																																																
盛砂工	盛砂投入 盛砂均し	盛砂投入・均し完了後	設計図書との対比																																																																																																																																																
消波工	消波ブロック	製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
捨石工	捨石	均し完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
被覆工	被覆均し	均し完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
作濎		作濎完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
魚礁撤去引上げ・再設置工	魚礁撤去引上げ・再設置 (移設元) 魚礁撤去引上げ・再設置 (移設先)	移設完了後	設計図書との対比																																																																																																																																																
指定仮設工 (一部指定含む)		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等																																																																																																																																																
種別	細別	確認時期	確認項目の目安																																																																																																																																																
魚礁製作工	単体魚礁製作	製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
魚礁製作工	組立魚礁製作	組立完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
魚礁製作工	鋼製魚礁製作	組立時	設計図書との対比																																																																																																																																																
		組立完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
魚礁沈設工	魚礁運搬沈設	沈設前	設計図書との対比																																																																																																																																																
		沈設完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
着定基質製作工	単体着定基質製作 組立着定基質製作	製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
着定基質設置工	着定基質設置	設置完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
石材着定基質工	石材着定基質	投入前	設計図書との対比																																																																																																																																																
		投入完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
砂留堤設置工	サントチューブ設置 サントバック設置	設置後	設計図書との対比																																																																																																																																																
盛砂工	盛砂投入 盛砂均し	盛砂投入・均し完了後	設計図書との対比																																																																																																																																																
消波工	消波ブロック	製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
捨石工	捨石	均し完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
被覆工	被覆均し	均し完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
作濎		作濎完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																
魚礁撤去引上げ・再設置工	魚礁撤去引上げ・再設置 (移設元) 魚礁撤去引上げ・再設置 (移設先)	移設完了後	設計図書との対比																																																																																																																																																
指定仮設工 (一部指定含む)		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等																																																																																																																																																
I-第1編 共通編-28	<p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>																																																																																																																																																

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年12月1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	旧	新	
I-第1編 共通編-29	<p>14. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>14. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年6月改正法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う変更
I-第1編 共通編-31	<p>1-1-1-41 諸法令の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和4年12月改正 法律第101号) (2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号) (3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号) (4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号) (5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号) (6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号) (7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p>	<p>1-1-1-41 諸法令の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和4年12月改正 法律第101号) (2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号) (3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号) (4) 労働基準法 (令和6年5月改正 法律第42号) (5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号) (6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号) (7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p>	諸基準類の改定に伴う変更
I-第1編 共通編-32	<p>(8) 雇用保険法 (令和4年3月改正 法律第12号) (9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号) (10) 健康保険法 (令和5年5月改正 法律第31号) (11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和4年12月改正 法律第97号) (14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第49号) (15) 道路交通法 (令和5年5月改正 法律第19号) (16) 道路運送法 (令和5年4月改正 法律第18号) (17) 道路運送車両法 (令和4年3月改正 法律第4号) (18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号) (19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号) (20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号) (21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号) (22) 港湾法 (令和4年11月改正 法律第87号) (23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号) (24) 水路業務法 (令和4年6月改正 法律第68号) (25) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号) (26) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第44号) (27) 航空法 (令和4年6月改正 法律第62号) (28) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号) (29) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号) (30) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号) (31) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号) (32) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号) (33) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号) (34) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号) (35) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号) (36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号) (37) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号) (38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号) (39) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号) (40) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号) (41) 電気事業法 (令和5年6月改正 法律第44号) (42) 消防法 (令和5年6月改正 法律第58号) (43) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号) (44) 建築基準法 (令和5年6月改正 法律第58号)</p>	<p>(8) 雇用保険法 (令和6年6月改正 法律第47号) (9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号) (10) 健康保険法 (令和6年6月改正 法律第47号) (11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和6年5月改正 法律第26号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和5年12月改正 法律第84号) (14) 道路法 (令和5年5月改正 法律第34号) (15) 道路交通法 (令和5年6月改正 法律第56号) (16) 道路運送法 (令和5年4月改正 法律第18号) (17) 道路運送車両法 (令和5年6月改正 法律第63号) (18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号) (19) 地すべり等防止法 (令和5年5月改正 法律第34号) (20) 河川法 (令和5年5月改正 法律第34号) (21) 海岸法 (令和5年5月改正 法律第34号) (22) 港湾法 (令和4年11月改正 法律第87号) (23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号) (24) 水路業務法 (令和4年6月改正 法律第68号) (25) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (平成30年12月改正 法律第95号) (26) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第44号) (27) 航空法 (令和5年6月改正 法律第63号) (28) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号) (29) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号) (30) 森林法 (令和5年6月改正 法律第63号) (31) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号) (32) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号) (33) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号) (34) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号) (35) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号) (36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号) (37) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号) (38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号) (39) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号) (40) 砂利採取法 (令和5年6月改正 法律第63号) (41) 電気事業法 (令和5年6月改正 法律第44号) (42) 消防法 (令和5年6月改正 法律第58号) (43) 測量法 (令和6年6月改正 法律第54号) (44) 建築基準法 (令和6年6月改正 法律第53号)</p>	諸基準類の改定に伴う変更

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年12月1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	旧	新	
I-第1編 共通編-33	<p>(45) 都市公園法 (平成29年 5月改正 法律第 26号) (46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和 3年 5月改正 法律第 37号) (47) 土壤汚染対策法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(48) 駐車場法 (平成29年 5月改正 法律第 26号) (49) 海上交通安全法 (令和 3年 6月改正 法律第 53号) (50) 海上衝突予防法 (平成15年 6月改正 法律第 63号) (51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和 3年 5月改正 法律第 43号) (52) 船員法 (令和 3年 6月改正 法律第 75号) (53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年 6月改正 法律第 59号) (54) 船舶安全法 (令和 3年 5月改正 法律第 43号) (55) 自然環境保全法 (平成31年 4月改正 法律第 20号) (56) 自然公園法 (令和 3年 5月改正 法律第 29号) (57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 3年 5月改正 法律第 37号)</p> <p>(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和 3年 5月改正 法律第 36号)</p> <p>(59) 河川施工法 (平成11年12月改正 法律第160号) (60) 技術士法 (令和元年 6月改正 法律第 37号) (61) 漁業法 (令和 3年 5月改正 法律第 47号) (62) 沿岸漁場整備開発法 (平成30年12月改正 法律第 95号) (63) 空港法 (令和 4年 6月改正 法律第 62号) (64) 計量法 (令和元年 6月改正 法律第 37号) (65) 厚生年金保険法 (令和 5年 3月改正 法律第 3号) (66) 航路標識法 (令和 3年 6月改正 法律第 53号) (67) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和 4年 5月改正 法律第 46号) (68) 最低賃金法 (平成24年 4月改正 法律第 27号) (69) 職業安定法 (令和 4年 3月改正 法律第 12号) (70) 所得税法 (令和 5年 6月改正 法律第 44号) (71) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第 95号) (72) 船員保険法 (令和 5年 5月改正 法律第 31号) (73) 著作権法 (令和 3年 6月改正 法律第 52号) (74) 電波法 (令和 4年12月改正 法律第 93号) (75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 4年 4月改正 法律第 32号)</p> <p>(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 4年 3月改正 法律第 12号) (77) 農薬取締法 (令和 5年 5月改正 法律第 36号) (78) 毒物及び劇物取締法 (令和 5年 5月改正 法律第 36号) (79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年 5月改正 法律第 41号) (80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6月改正 法律第 35号) (81) 警備業法 (令和元年 6月改正 法律第 37号) (82) 個人情報の保護に関する法律 (令和 5年11月改正 法律第 79号) (83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 5年 6月改正 法律第 58号)</p>	<p>(45) 都市公園法 (令和 6年 5月改正 法律第 40号) (46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和 3年 5月改正 法律第 37号) (47) 土壤汚染対策法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(48) 駐車場法 (平成29年 5月改正 法律第 26号) (49) 海上交通安全法 (令和 5年 5月改正 法律第 34号) (50) 海上衝突予防法 (平成15年 6月改正 法律第 63号) (51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和 3年 5月改正 法律第 43号) (52) 船員法 (令和 6年 5月改正 法律第 42号) (53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (令和 5年 5月改正 法律第 24号) (54) 船舶安全法 (令和 3年 5月改正 法律第 43号) (55) 自然環境保全法 (平成31年 4月改正 法律第 20号) (56) 自然公園法 (令和 3年 5月改正 法律第 29号) (57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 6年 6月改正 法律第 54号)</p> <p>(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和 3年 5月改正 法律第 36号)</p> <p>(59) 河川施工法 (平成11年12月改正 法律第160号) (60) 技術士法 (令和元年 6月改正 法律第 37号) (61) 漁業法 (令和 3年 5月改正 法律第 47号) (62) 沿岸漁場整備開発法 (平成30年12月改正 法律第 95号) (63) 空港法 (令和 4年 6月改正 法律第 62号) (64) 計量法 (令和元年 6月改正 法律第 37号) (65) 厚生年金保険法 (令和 6年 6月改正 法律第 47号) (66) 航路標識法 (令和 3年 6月改正 法律第 53号) (67) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和 4年 5月改正 法律第 46号) (68) 最低賃金法 (平成24年 4月改正 法律第 27号) (69) 職業安定法 (令和 4年 3月改正 法律第 12号) (70) 所得税法 (令和 6年 5月改正 法律第 26号) (71) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第 95号) (72) 船員保険法 (令和 6年 6月改正 法律第 47号) (73) 著作権法 (令和 6年 6月改正 法律第 55号) (74) 電波法 (令和 5年12月改正 法律第 87号) (75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 4年 4月改正 法律第 32号)</p> <p>(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 6年 6月改正 法律第 47号) (77) 農薬取締法 (令和 5年 5月改正 法律第 36号) (78) 毒物及び劇物取締法 (令和 5年 5月改正 法律第 36号) (79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年 5月改正 法律第 41号) (80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和 6年 6月改正 法律第 54号) (81) 警備業法 (令和 5年 6月改正 法律第 63号) (82) 個人情報の保護に関する法律 (令和 5年11月改正 法律第 79号) (83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 6年 6月改正 法律第 53号)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
I-第1編 共通編-36	<p>1-1-1-47 特許権等</p> <p>1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合は、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	<p>1-1-1-47 特許権等</p> <p>1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合は、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年12月1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	旧	新	
I-第1編 共通編-37	<p>1-1-1-49 法定外の労務保険の付保</p>	<p>1-1-1-49 法定外の労災保険の付保</p>	誤字修正
I-第1編 共通編-45	<p>1-1-1-62 熱中症対策に関する試行について</p> <p>1. 本試行は、本試行は夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について現場管理費率を補正し設計変更を行うものである。</p> <p>2. 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1) 真夏日 日最高気温が30℃以上となる日をいう。</p> <p>2) 工期 通常の積算により算出した工期をいう(余裕ある工期期間を除く)。 なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分(12月29日～1月3日)として6日間、8月を含む工事では夏季休暇分として土日祝祭日を除く3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ただし、年末年始休暇6日間と、夏季休暇3日間について、これより少ない日数を休暇とする場合においても、工期から除外する日数の短縮は行わないものとする。逆に、施工業者がこれよりも多い日数を年末年始休暇あるいは、夏季休暇とする場合においては、その日数は工期に含まない。</p> <p>3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ </div> <p>なお、工期期間中の真夏日には、作業をしていない日(土日祝日や休業日)を含むものとする。</p>	<p>1-1-1-62 熱中症対策に関する試行について</p> <p>1. 本試行は、本試行は夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について現場管理費率を補正し設計変更を行うものである。</p> <p>2. 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1) 真夏日 日最高気温が30℃以上となる日をいう。</p> <p>2) 工期 通常の積算により算出した工期をいう(余裕ある工期期間を除く)。 なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分(12月29日～1月3日)として6日間、8月を含む工事では夏季休暇分として土日祝祭日を除く3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ただし、年末年始休暇6日間と、夏季休暇3日間について、これより少ない日数を休暇とする場合においても、工期から除外する日数の短縮は行わないものとする。逆に、施工業者がこれよりも多い日数を年末年始休暇あるいは、夏季休暇とする場合においては、その日数は工期に含まない。</p> <p>3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ </div> <p>なお、工期期間中の真夏日には、夏季休暇以外の作業をしていない日(土日祝日や休業日)を含むものとする。</p>	<p>工期期間中の真夏日に夏季休暇を含まない旨を明記</p>
I-第1編 共通編-46	<p>5. 気温の計測方法については、施行現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WGBT)を用いることを標準とする。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p>	<p>5. 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WGBT)を用いることを標準とする。 なお、WGBTを用いる場合は、WGBTが25℃以上になる日を真夏日とする。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p>	<p>誤字修正</p> <p>WGBTを用いる場合の基準を明記</p>
I-第1編 共通編-47	<p>7. 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料をもとに工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p>	<p>7. 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料をもとに真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p>	<p>文言の整理</p>
I-第1編 共通編-51	<p>3. 快適トイレに要する費用</p> <p>② 契約後、快適トイレ設置の実施を希望する場合、施工計画書提出時に工事施工協議簿により協議を行い、規格・数量・設置時期等を施工計画書に記載し工事監督員に提出すること。</p> <p>(1) カードリーダー設置費用 ～略～ なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器(パソコン、タブレット)や通信費は計上しない。</p>	<p>3. 快適トイレに要する費用</p> <p>② 契約後、快適トイレを設置する場合、施工計画書提出時に工事施工協議簿により協議を行い、規格・数量・設置時期等を施工計画書に記載し工事監督員に提出すること。</p> <p>(1) カードリーダー設置費用 ～略～ なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、リースの場合は費用を計上しない。 また、カードリーダー以外の機器(パソコン、タブレット)や通信費は計上しない。</p>	<p>文言の整理</p> <p>リースの場合は対象外である旨明記</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年12月1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	旧	新	
I-第1編 共通編-95	<p>1-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月） (2) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示第6号）（令和5年3月） (3) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（令和3年3月） (4) 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） (5) 日本道路協会 道路土工 仮設構造物工指針（平成11年3月） (7) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月） (8) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月） (9) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版]（令和5年2月） (10) 建設省 土木構造物設計マニュアル（案）〔土木構造物・橋梁編〕（平成11年11月） (11) 厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月） (12) 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月） (13) 土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）[2023年制定]（令和5年9月）</p>	<p>1-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月） (2) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示第6号）（令和5年3月） (3) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（令和3年3月） (4) 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） (5) 日本道路協会 道路土工 仮設構造物工指針（平成11年3月） (7) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月） (8) 日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月） (9) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版]（令和5年2月） (10) 建設省 土木構造物設計マニュアル（案）〔土木構造物・橋梁編〕（平成11年11月） (11) 厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月） (12) 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月） (13) 土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）[2023年制定]（令和5年9月）</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>誤字修正</p>
I-第1編 共通編-121	<p>1-5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕（令和5年3月）</p>	<p>1-5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2022年制定〕（令和5年3月）</p>	<p>誤字修正</p>
I-第1編 共通編-125	<p>1-5-3-2 レディーミクストコンクリート</p> <p>2. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。</p> <p>(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	<p>1-5-3-2 レディーミクストコンクリート</p> <p>2. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。</p> <p>(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正法律第33号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年12月1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	旧	新																																																																																																																																																																																																							
I-第2編 漁場編-4 水産土木工事 施工管理基準 II-施管-12 II-施管-13	<p>2-1-1-3 製作</p> <p>4 受注者は、施工に先立ち現場に搬入された型枠等は次のことを特に注意するとともに、その全数について主要寸法を測定し、工事監督員の検査を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 型枠締付ボルト穴等にズレがない。 2) 全てのボルトがゆるみなく取付けられている。 3) 製作ヤードは、作業に支障のない程度に平坦に整地されている。 <p>(2) 増築場工 (着定基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">増築場工 着定基準製作工 単体着定基準製作</td> <td>型枠形状寸法</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>型枠搬入後適宜</td> <td>1mm</td> <td>管理データ 様式-221によりとりまとめる。</td> <td>各部の寸法設計値 <table border="1"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table> </td> <td>・異形ブロック ・単体着定基準 ・コンクリート製組立着定基準のうち、現場製作による単体ブロックを主たる組立部材として用いているもの</td> </tr> <tr> <td>ブロック外観</td> <td>観察</td> <td></td> <td>全数</td> <td></td> <td>観察結果を報告する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">増築場工 石材着定基準工 石材着定基準工 (囲い壁)</td> <td>取 長</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>法線上</td> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図・縦横断面に記入する。</td> <td>+ 規定しない - 0cm</td> <td>海底状況により施工がこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。</td> </tr> <tr> <td>法線方向の出入り</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>5m~20mのピッチで施設規模により測定する。</td> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図・縦横断面に記入する。</td> <td>± ブロック幅の1/2程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工位置</td> <td>GNSS、D-GNSS等により測定</td> <td>設計図書に示す設置位置全点</td> <td>1m</td> <td>実測値は、平面図に記載し提出する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来ばえ</td> <td>目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック</td> <td>全 体</td> <td></td> <td>観察結果を報告する。</td> <td>設計図書に示す範囲内に一律に投入され、局所的な空白箇所がない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>スタッフ、レッドにより測定</td> <td>測線間隔5m~20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。</td> <td>10cm</td> <td>実測値を、縦横断面に記入し提出する。</td> <td></td> <td>水深により施工がこれにより難しい場合は、音響測深機によることができる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法線方向の出入り</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>5m~20mのピッチで施設規模により測定する。</td> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図・縦横断面に記入する。</td> <td>± 70cm</td> <td>囲いブロックを設置しない場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">増築場工 着定基準設置工 着定基準運搬設置 (投入指示がある場合)</td> <td>施工位置</td> <td>(投入指示がある場合) 施工範囲を、GNSS、D-GNSS等により測定</td> <td>設計図書に示す各点</td> <td>1m</td> <td>実測値は、平面図に記載し提出する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来ばえ</td> <td>(投入指示がある場合) 設置間隔を、ステールテープ等により実施測定</td> <td>最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による</td> <td>10cm</td> <td>実測値は、平面図を作成し提出する。</td> <td></td> <td>必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 極端な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定になっていない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">増築場工 着定基準製作工 組立魚礁製作 を適用する。</td> <td>魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・コンクリート製組立着定基準 (単体着定基準の管理基準を準用しないもの) ・鋼製組立着定基準</td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	増築場工 着定基準製作工 単体着定基準製作	型枠形状寸法	ステールテープ等により測定	型枠搬入後適宜	1mm	管理データ 様式-221によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table>	L < 10cm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm	30cm ≤ L < 100cm	± 10mm	100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内	・異形ブロック ・単体着定基準 ・コンクリート製組立着定基準のうち、現場製作による単体ブロックを主たる組立部材として用いているもの	ブロック外観	観察		全数		観察結果を報告する。			増築場工 石材着定基準工 石材着定基準工 (囲い壁)	取 長	ステールテープ等により測定	法線上	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	+ 規定しない - 0cm	海底状況により施工がこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。	法線方向の出入り	ステールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± ブロック幅の1/2程度		施工位置	GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す設置位置全点	1m	実測値は、平面図に記載し提出する。			出来ばえ	目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック	全 体		観察結果を報告する。	設計図書に示す範囲内に一律に投入され、局所的な空白箇所がない。			スタッフ、レッドにより測定	測線間隔5m~20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。	10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。		水深により施工がこれにより難しい場合は、音響測深機によることができる。		法線方向の出入り	ステールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± 70cm	囲いブロックを設置しない場合	増築場工 着定基準設置工 着定基準運搬設置 (投入指示がある場合)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す各点	1m	実測値は、平面図に記載し提出する。			出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、ステールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による	10cm	実測値は、平面図を作成し提出する。		必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 極端な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定になっていない。	増築場工 着定基準製作工 組立魚礁製作 を適用する。	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。						・コンクリート製組立着定基準 (単体着定基準の管理基準を準用しないもの) ・鋼製組立着定基準	<p>2-1-1-3 製作</p> <p>4 受注者は、施工に先立ち現場に搬入された型枠等は次のことを特に注意するとともに、その全数について主要寸法を測定し、工事監督員の確認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 型枠締付ボルト穴等にズレがない。 2) 全てのボルトがゆるみなく取付けられている。 3) 製作ヤードは、作業に支障のない程度に平坦に整地されている。 <p>(2) 増築場工 (着定基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">増築場工 着定基準製作工 単体着定基準製作</td> <td>型枠形状寸法</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>型枠搬入後適宜</td> <td>1mm</td> <td>管理データ 様式-221によりとりまとめる。</td> <td>各部の寸法設計値 <table border="1"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table> </td> <td>・異形ブロック ・単体着定基準 ・コンクリート製組立着定基準のうち、現場製作による単体ブロックを主たる組立部材として用いているもの</td> </tr> <tr> <td>ブロック外観</td> <td>観察</td> <td></td> <td>全数</td> <td></td> <td>観察結果を報告する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">増築場工 着定基準設置工 着定基準設置工 (囲い壁)</td> <td>法線方向の出入り</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>5m~20mのピッチで施設規模により測定する。</td> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図・縦横断面に記入する。</td> <td>± ブロック幅の1/2程度</td> <td>海底状況により施工がこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。</td> </tr> <tr> <td>取 長</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>法線上</td> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図・縦横断面に記入する。</td> <td>+ 規定しない - 0cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工位置</td> <td>GNSS、D-GNSS等により測定</td> <td>設計図書に示す設置位置全点</td> <td>1m</td> <td>実測値は、平面図に記載し提出する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来ばえ</td> <td>目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック</td> <td>全 体</td> <td></td> <td>観察結果を報告する。</td> <td>設計図書に示す範囲内に一律に投入され、局所的な空白箇所がない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>スタッフ、レッドにより測定</td> <td>測線間隔5m~20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。</td> <td>10cm</td> <td>実測値を、縦横断面に記入し提出する。</td> <td></td> <td>水深により施工がこれにより難しい場合は、音響測深機によることができる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法線方向の出入り</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>5m~20mのピッチで施設規模により測定する。</td> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図・縦横断面に記入する。</td> <td>± 70cm</td> <td>囲いブロックを設置しない場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">増築場工 着定基準設置工 着定基準運搬設置 (投入指示がある場合)</td> <td>施工位置</td> <td>(投入指示がある場合) 施工範囲を、GNSS、D-GNSS等により測定</td> <td>設計図書に示す各点</td> <td>1m</td> <td>実測値は、平面図に記載し提出する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来ばえ</td> <td>(投入指示がある場合) 設置間隔を、ステールテープ等により実施測定</td> <td>最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による</td> <td>10cm</td> <td>実測値は、平面図を作成し提出する。</td> <td></td> <td>必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 極端な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定になっていない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">増築場工 着定基準製作工 組立魚礁製作 を適用する。</td> <td>魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・コンクリート製組立着定基準 (単体着定基準の管理基準を準用しないもの) ・鋼製組立着定基準</td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	増築場工 着定基準製作工 単体着定基準製作	型枠形状寸法	ステールテープ等により測定	型枠搬入後適宜	1mm	管理データ 様式-221によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table>	L < 10cm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm	30cm ≤ L < 100cm	± 10mm	100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内	・異形ブロック ・単体着定基準 ・コンクリート製組立着定基準のうち、現場製作による単体ブロックを主たる組立部材として用いているもの	ブロック外観	観察		全数		観察結果を報告する。			増築場工 着定基準設置工 着定基準設置工 (囲い壁)	法線方向の出入り	ステールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± ブロック幅の1/2程度	海底状況により施工がこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。	取 長	ステールテープ等により測定	法線上	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	+ 規定しない - 0cm		施工位置	GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す設置位置全点	1m	実測値は、平面図に記載し提出する。			出来ばえ	目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック	全 体		観察結果を報告する。	設計図書に示す範囲内に一律に投入され、局所的な空白箇所がない。			スタッフ、レッドにより測定	測線間隔5m~20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。	10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。		水深により施工がこれにより難しい場合は、音響測深機によることができる。		法線方向の出入り	ステールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± 70cm	囲いブロックを設置しない場合	増築場工 着定基準設置工 着定基準運搬設置 (投入指示がある場合)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す各点	1m	実測値は、平面図に記載し提出する。			出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、ステールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による	10cm	実測値は、平面図を作成し提出する。		必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 極端な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定になっていない。	増築場工 着定基準製作工 組立魚礁製作 を適用する。	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。						・コンクリート製組立着定基準 (単体着定基準の管理基準を準用しないもの) ・鋼製組立着定基準	<p>段階確認一覧表の改定に伴う変更</p> <p>工種体系毎に記載を整理</p>
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																																		
増築場工 着定基準製作工 単体着定基準製作	型枠形状寸法	ステールテープ等により測定	型枠搬入後適宜	1mm	管理データ 様式-221によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table>	L < 10cm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm	30cm ≤ L < 100cm	± 10mm	100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内	・異形ブロック ・単体着定基準 ・コンクリート製組立着定基準のうち、現場製作による単体ブロックを主たる組立部材として用いているもの																																																																																																																																																																																										
	L < 10cm	± 5mm																																																																																																																																																																																																							
10cm ≤ L < 30cm	± 7mm																																																																																																																																																																																																								
30cm ≤ L < 100cm	± 10mm																																																																																																																																																																																																								
100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内																																																																																																																																																																																																								
ブロック外観	観察		全数		観察結果を報告する。																																																																																																																																																																																																				
増築場工 石材着定基準工 石材着定基準工 (囲い壁)	取 長	ステールテープ等により測定	法線上	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	+ 規定しない - 0cm	海底状況により施工がこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。																																																																																																																																																																																																		
	法線方向の出入り	ステールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± ブロック幅の1/2程度																																																																																																																																																																																																			
	施工位置	GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す設置位置全点	1m	実測値は、平面図に記載し提出する。																																																																																																																																																																																																				
	出来ばえ	目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック	全 体		観察結果を報告する。	設計図書に示す範囲内に一律に投入され、局所的な空白箇所がない。																																																																																																																																																																																																			
		スタッフ、レッドにより測定	測線間隔5m~20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。	10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。		水深により施工がこれにより難しい場合は、音響測深機によることができる。																																																																																																																																																																																																		
	法線方向の出入り	ステールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± 70cm	囲いブロックを設置しない場合																																																																																																																																																																																																		
増築場工 着定基準設置工 着定基準運搬設置 (投入指示がある場合)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す各点	1m	実測値は、平面図に記載し提出する。																																																																																																																																																																																																				
	出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、ステールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による	10cm	実測値は、平面図を作成し提出する。		必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 極端な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定になっていない。																																																																																																																																																																																																		
増築場工 着定基準製作工 組立魚礁製作 を適用する。	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。						・コンクリート製組立着定基準 (単体着定基準の管理基準を準用しないもの) ・鋼製組立着定基準																																																																																																																																																																																																		
	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																																	
増築場工 着定基準製作工 単体着定基準製作	型枠形状寸法	ステールテープ等により測定	型枠搬入後適宜	1mm	管理データ 様式-221によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table>	L < 10cm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm	30cm ≤ L < 100cm	± 10mm	100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内	・異形ブロック ・単体着定基準 ・コンクリート製組立着定基準のうち、現場製作による単体ブロックを主たる組立部材として用いているもの																																																																																																																																																																																										
	L < 10cm	± 5mm																																																																																																																																																																																																							
10cm ≤ L < 30cm	± 7mm																																																																																																																																																																																																								
30cm ≤ L < 100cm	± 10mm																																																																																																																																																																																																								
100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内																																																																																																																																																																																																								
ブロック外観	観察		全数		観察結果を報告する。																																																																																																																																																																																																				
増築場工 着定基準設置工 着定基準設置工 (囲い壁)	法線方向の出入り	ステールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± ブロック幅の1/2程度	海底状況により施工がこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。																																																																																																																																																																																																		
	取 長	ステールテープ等により測定	法線上	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	+ 規定しない - 0cm																																																																																																																																																																																																			
	施工位置	GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す設置位置全点	1m	実測値は、平面図に記載し提出する。																																																																																																																																																																																																				
	出来ばえ	目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック	全 体		観察結果を報告する。	設計図書に示す範囲内に一律に投入され、局所的な空白箇所がない。																																																																																																																																																																																																			
		スタッフ、レッドにより測定	測線間隔5m~20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。	10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。		水深により施工がこれにより難しい場合は、音響測深機によることができる。																																																																																																																																																																																																		
	法線方向の出入り	ステールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± 70cm	囲いブロックを設置しない場合																																																																																																																																																																																																		
増築場工 着定基準設置工 着定基準運搬設置 (投入指示がある場合)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す各点	1m	実測値は、平面図に記載し提出する。																																																																																																																																																																																																				
	出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、ステールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による	10cm	実測値は、平面図を作成し提出する。		必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 極端な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定になっていない。																																																																																																																																																																																																		
増築場工 着定基準製作工 組立魚礁製作 を適用する。	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。						・コンクリート製組立着定基準 (単体着定基準の管理基準を準用しないもの) ・鋼製組立着定基準																																																																																																																																																																																																		

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年12月1日以降入札の工事より適用）

掲載頁		旧						新								
種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備考	試験成績等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備考	試験成績等による確認	
II-施管-26 II-施管-27 II-施管-28 II-施管-29	施工 必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工事で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JISF-C502-2023、503-2023）又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。	試験成績等による確認	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工事で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JISF-C502-2023、503-2023）又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。	試験成績等による確認			
		単位水量測定	付表5「レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）」	付表5 5-7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合： 2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	試験成績等による確認	単位水量測定	付表5「レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）」	付表5 5-7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合： 2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	試験成績等による確認			
		スランプリング試験	JIS A 1101	スランプリング5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプリング8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプリング2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋梁コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全断面測定を行う。 ・道路橋梁の場合、全断面試験を行うが、スランプリング試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプリング試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。	・小規模工事で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	試験成績等による確認	スランプリング試験	JIS A 1101	スランプリング5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプリング8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプリング2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋梁コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全断面測定を行う。 ・道路橋梁の場合、全断面試験を行うが、スランプリング試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプリング試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。	・小規模工事で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	試験成績等による確認			
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回（供試体3本の平均値）の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3本の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個（φ7-3個、φ28-3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（φ3）を追加で採取する。	・小規模工事で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・コンクリートの強度は、一般には材令28日における標準養生供試体の試験値で表すものとする。	試験成績等による確認	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回（供試体3本の平均値）の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3本の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個（φ7-3個、φ28-3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（φ3）を追加で採取する。	・小規模工事で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・コンクリートの強度は、一般には材令28日における標準養生供試体の試験値で表すものとする。	試験成績等による確認			
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工事で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	試験成績等による確認	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工事で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	試験成績等による確認			
		コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。	・小規模工事で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	試験成績等による確認	コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。	・小規模工事で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	試験成績等による確認			
		施工 その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			施工 その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		施工 その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			施工 その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		施工 その他	寒中コンクリート養生中のコンクリート温度及び外気温、保護された囲い内部気温等を測定			3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。		施工 その他	寒中コンクリート養生中のコンクリート温度及び外気温、保護された囲い内部気温等を測定			3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14又は任意の様式にとりまとめる。		
		施工 その他	コンクリート舗装コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内の打設始め・中間・完了時		打設区画毎に3回（打設始め、中間、完了時）以上	様式-14にとりまとめる。		施工 その他	コンクリート舗装コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内の打設始め・中間・完了時		打設区画毎に3回（打設始め、中間、完了時）以上	様式-14又は任意の様式にとりまとめる。		
施工 その他	コンクリート舗装養生中コンクリート温度（寒中コンクリートの場合）	1ヶ所以上		1ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。		施工 その他	コンクリート舗装養生中コンクリート温度（寒中コンクリートの場合）	1ヶ所以上		1ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14又は任意の様式にとりまとめる。				
施工 その他	コンクリート舗装囲い内の湿度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内2ヶ所以上		打設区画内2ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。		施工 その他	コンクリート舗装囲い内の湿度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内2ヶ所以上		打設区画内2ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14又は任意の様式にとりまとめる。				
施工 その他	寒中コンクリート温度の測定			・生コン工場出荷時に、アジテータ全車について測定し、レディーミクストコンクリート納入書の備考欄に出荷時の温度を記入する。 ・現場受入時に、アジテータ全車について、コンクリート温度を測定する。	様式-16にとりまとめる。		施工 その他	寒中コンクリート温度の測定			・生コン工場出荷時に、アジテータ全車について測定し、レディーミクストコンクリート納入書の備考欄に出荷時の温度を記入する。 ・現場受入時に、アジテータ全車について、コンクリート温度を測定する。	様式-16又は任意の様式にとりまとめる。				

文言の整理